

令和4（2022）年度
文化資源活用事業費補助金
観光拠点整備事業
(地域文化財総合活用推進事業)
募集案内



【令和2年度認定日本遺産対象】

<対象事業>

- 地域文化財総合活用推進事業（令和2年度認定日本遺産対象）

<応募書類の提出期限> ※都道府県から文化庁への提出期限

- 令和4（2022）年2月22日(火)（必着）

<応募書類（データ）の提出及びお問合せ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁参事官（文化観光担当）文化観光振興係

TEL:03-5253-4111（代表）、内線（4909）（9時30分～18時15分）

Mail:japan-heritage@mext.go.jp

令和4（2022）年1月



< 目次 >

I 事業概要	1
1 趣旨・目的	
2 実施方法	
3 補助事業者（補助の対象となる者）	
4 補助対象事業	
5 採否の審査	
6 補助金交付の対象となる事業期間	
7 補助金の額及び補助金の支払方法・時期	
8 交付要望書の提出方法及び提出期限	
II 補助事業の対象範囲	3
1 補助対象事業の内容等	
2 補助対象とはならない取組の例	
3 各費目における単価上限、補助対象外経費等	
III 実施方法	6
1 地方公共団体等が「観光拠点整備計画」を策定	
2 補助事業者が交付要望書を作成	
3 提出書類の保管について	
IV 適正な執行の確保	10
V その他留意事項等	13
1 補助金交付申請書の提出	
2 交付決定された補助事業の取扱い	
3 関係法令の適用について	
4 不正受給等に伴う応募制限について	
5 その他参考資料	
VI 関連法令等	14
VII 観光拠点整備事業Q & A	23
VIII 補助要項等	26
IX 応募書類様式（記入例）	37

I 事業概要

この章では、本事業の概要を記載しています。応募要件等の詳細は、「II 補助事業の対象範囲」以降に記載していますので、最後まで熟読した上で、応募ください。

本補助事業は、令和4年度概算要求の内容に基づき募集します。このため、今後の予算の成立状況等によつては、本募集案内の内容に変更が生じる場合（追加的な書類の提出を求める場合等を含む。）がありますので、あらかじめご了承の上、応募してください。

1. 趣旨・目的

近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要となっています。一方、各地域では、急増する訪日旅行客の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない状況にあります。

このため、訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一體的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的としています。

2. 実施方法

各地方公共団体（都道府県又は市区町村）等が、地域の文化遺産（日本遺産）を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、観光拠点整備計画を策定します。

補助事業者は、当該計画に基づき、事業計画を作成して事業を実施し、文化庁は補助事業者が行う事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

事業の申請に必要な書類は、各都道府県の文化財担当課において取りまとめ、文化庁に提出していました。

3. 補助事業者（補助の対象となる者）

補助事業者は、次に掲げるとおりです。

可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いします。

補助対象事業	補助事業者
(1) 情報コンテンツ作成事業	・日本遺産の構成文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）によって構成される協議会等
(2) 活用整備事業	

※日本遺産の構成文化財が所在する地方公共団体の関係部局や、N P O、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす協議会等（以下「協議会」という。）とします（要件を満たしていれば、既存のもので可）。

- ・定款、寄附行為に類する規約を有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・活動の本拠となる事務所等を有すること

4. 補助対象事業

(1) 情報コンテンツ作成事業

日本遺産の構成文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備

(2) 活用整備事業

日本遺産の構成文化財の活用に資する設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備
詳細は「II 補助事業の対象範囲」を参照してください。

5. 採否の審査

文化庁に提出された書類に基づき、採否を決定します。

※ 詳細は「V その他留意事項等」に記載しています。

6. 補助金交付の対象となる事業期間

令和4（2022）年の交付決定日から令和5（2023）年3月31日までの間

7. 補助金の額及び補助金の支払方法・時期

予算の範囲内において決定します。

補助金の額は、補助対象経費の1／2を限度とします。ただし、特に必要と認められる場合には2／3を上限に予算の範囲内で額を調整することができることとし、特に必要と認められる調整の要件は次に掲げるとおりとします。

(1) 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需 要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収 入額。実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

(3) 協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場 合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(4) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業 である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(5) 補助事業の補助金の上限額は、5,000万円とする。ただし、施設における外国人観光客入れ込み 数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意 見を踏まえた額に変更することができる。

上記(1)～(4)に該当する場合は、地方公共団体等が作成する観光拠点整備計画にその旨を記載し てください。

(2) については、協議会等は民間団体に該当します。

補助金は、文化庁から直接補助事業者に支払います。補助金の支払時期は、原則、補助事業が完了し、 実績報告書をもとに文化庁において内容を精査し、補助金の額を確定した後となります。

II 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容等

日本遺産のストーリ全体に係る取組が対象となり、具体的には次に掲げるとおりです。

補助対象事業	内 容
(1) 情報コンテンツ作成事業 日本遺産の構成文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備	日本遺産を総合的に取り扱うホームページ及びアプリ、パンフレット、映像資料の作成・発信、案内・解説設備の整備 等
(2) 活用整備事業 日本遺産の構成文化財の活用に資する設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備 ※国指定文化財に関わる事業の場合は、文化庁文化財第一課、第二課の各部門と協議の上、実施ください。	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイダンス施設、遊歩道、物見台、管理施設（建造物の新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備 等 ※駐車場の整備・舗装は対象外

2 補助対象となるない取組の例

以下に記載している内容は、過去に実施した補助事業で不採択（補助対象外）とした取組の一例です。不採択とした考え方も記載していますので、事業計画立案の際の一助としてください。

なお、ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業については補助対象外となります。

また、補助対象となる取組であっても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

○情報コンテンツ作成事業について

- ・特定の文化財単体のAR開発やパンフレット等の作成（特定の文化財の情報発信は補助対象外）
- ・団体間の連絡ホームページの作成（情報発信に当たらない）
- ・既存コンテンツ（ホームページやパンフレット等）の更新・改修・増刷（多言語化を除く）、アプリと連動したBeacon機器の追加・更新（初期投資を除く）
- ・会報誌や機関誌などの作成・発行（団体の本来の活動のため）

○活用整備事業について

- ・古道の復元や登り窯覆屋の修理（特定の文化財の整備）
- ・文化財を取り巻く環境保全のための川の清掃、ごみ拾い（団体の本来取り組むべきこと）

3 各費目における単価上限、補助対象外経費等

(1) 各費目における単価上限、補助対象範囲等

- 1回当たりの支払額が35,000円（税込み）以上となる場合、銀行振り込みとすること。

※赤字は特に注意すべき点

費目	細分	注意事項	上限金額（税込）
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外
		外部委託のみの事業等、協議会等に主体性が認められない事業	
		協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外（ただし旅費は除く。）	
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,070円／時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000円／日
	講演	専門家による講話、研究報告等に適用。技芸等の実演、指導等は適用外	35,650円／日
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は賃金単価を適用	12,230円／日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授、解説（現地解説を含む）等	10,400円／日
	原稿執筆	日本語 400字（A4用紙1枚）程度	2,040円／枚
		外国語 200語（A4用紙1枚）程度	5,100円／枚
	翻訳	和文英訳 200語（A4用紙1枚）程度	6,250円／枚
		英文和訳 400字（A4用紙1枚）程度	4,200円／枚
		その他和訳 400字（A4用紙1枚）程度	5,380円／枚
	出演料	公演における演技披露。社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費（バスの借り上げ）等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの	左記は全て 全額補助対象外
		協議会内の事務会合に係る交通費	
		特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	
	宿泊費	真に必要な場合のみ（食事代（パック料金の場合は相当額）は補助対象外）	9,800円／泊
	日当	日当及び日當に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外
使用料及び借料		・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。	—
役務費		・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。）	
委託費			
工事請負費			
備品購入費		・1点10万円（税込）以上の高額物品	左記は全て 全額補助対象外
原材料費		・パソコンやカメラ等	
需用費		・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等）	
		・個人が所有することとなる物品（鉢巻き、晒し、足袋等）	
		・参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等）	
		・金券の購入（報償費として支給する場合も含む）	
		発注予定総額が10万円（税込み）以上の場合は見積書を添付すること。	—

(2) その他の補助対象外経費等

費目	細分	注意事項
食糧費		食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等もすべて）
不動産関係費		建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費
祭等の運営費		祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費
団体が当然負担すべき経費		協議会等及びその構成団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費等）、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、 構成団体への振込に係る振込手数料等
受益者負担とすべき経費		参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費 等）
地域色の薄い取組		その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
応募経費		本事業の応募に係る通信費、旅費等
補助期間外の支出		補助対象期間外（交付決定日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費
その他		ポイントによる支払いを行った場合の当該ポイント分の経費

※経費の性質上、上記と同義のものは同様の取扱となります。

※上記に記載の単価は補助金を充当できる上限単価であって、実際の支出単価は、協議会等において基準を定める等、適切に運用すること。

補助対象事業の内容及び具体例等

事業内容	具体例	注意事項
(1)情報コンテンツ作成事業		
ホームページ、映像等の制作(外国語版の制作を含む)	◆日本遺産を網羅的に紹介するホームページの新規作成や映像資料制作	※日本遺産を総合的に取り扱う事業が対象 ※ホームページの更新、サーバーの維持管理(いわゆるランニングコスト)、映像の保管料などは補助対象外
(2)活用整備事業		
展示設備整備等	◆空き教室や廃校等の改修 ◆便益施設等の設置 ◆防犯・防災対策 ◆案内板・説明板の設置 等	※警報設備、防災対策は公開活用に係る設備整備と一体として行うものに限る。 ※環境整備は案内板の設置等に伴う雑木、雑草の除去、張芝とする。

※上記にかかわらず、次の事業は補助対象外とする。

- 神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等
- 国宝重要文化財等保存整備費補助金で対応可能な事業
- 団体の予算の付け替えと認められる取組

<主な留意点>

- 補助対象となる費目は、「VIII 補助要項」に掲げる観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項（別紙2）を参照してください。

III 実施方法

1. 地方公共団体等が「観光拠点整備計画」を策定

地方公共団体等が、本事業により実施される補助事業を手段として、どのように観光拠点の形成を推進するかを検討し、「観光拠点整備計画」を策定します。観光拠点整備計画においては、地域の目指すべき姿として明確な目標を定め、当該目標を達成するための手段として実施される補助事業の成果が地域にどのような波及効果をもたらすかを記載し、当該波及効果の測定指標と目標値を定めます。

計画期間は原則、日本遺産を通じた地域活性化計画と連動した計画期間とし、当該期間終了後の目標値を定めて毎年度、達成状況を把握します。

計画期間終了後には、日本遺産事業における総括評価を行い、以降はその結果を踏まえた事業を行うこと。

策定に当たって、当該地方公共団体において文化財保存活用大綱や文化財保存活用地域計画、世界文化遺産の包括的保存管理計画、観光関係の計画等が策定されている場合には、これらを踏まえたものとすることが重要です。

採択された観光拠点整備計画は、計画期間中は翌年度以降の応募の際も継承されます。

なお、補助事業の採択は年度ごとに行いますので、観光拠点整備計画に記載の事業が採択されたとしても、当該計画に記載の次年度以降の事業の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

応募書類の作成方法は以下のとおりです。

(1) 作成者

地方公共団体（都道府県・市区町村）等

(2) 観光拠点整備計画等の構成

- 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）観光拠点整備計画（様式1）

(3) 観光拠点整備計画の作成に当たっての各項目の留意事項

1 都道府県・市区町村名

補助事業者が所在する地方公共団体（都道府県・市区町村の別は問わない。）等が作成者となります。日本遺産の構成文化財等が複数の地方公共団体にまたがる場合は、該当各地方公共団体の連名とし、窓口となる代表の地方公共団体を設定してください。なお、観光拠点整備計画を策定する部局は限定しません。

2 補助事業の種類

該当するものを選択してください。

3 計画の名称

作成者において記載してください。

4 計画期間

日本遺産に関する事業は、日本遺産を通じた地域活性化計画と連動した計画期間とする。

5 計画の概要

地方公共団体における当該観光拠点整備計画の位置付けを記載の上、計画により目指すべき姿・目標や実施する事業の概要を記載するとともに、地方公共団体で策定している他の計画等との関係性（どのような関係・効果があるか等）を記載してください。

文化財保存活用地域計画等が策定されていることにより補助額の調整を行う場合には、該当する計画等の策定状況を記載してください。（任意の資料提出に代えることも可（様式任意））

6 実施体制

計画に係る地方公共団体等の役割分担（担当部局など）を記載してください。また、事業を実施する事業者名やその構成団体等を記載するとともに、計画期間終了後又は事業者の解散後の対応についても記載してください。

7 計画における目標と期待される効果

地方公共団体等が設定する目標及び評価指標は、下記の表の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な指標を設定し、その現状値と目標値を設定してください。現状値（評価のための基準となる数値）は、認定前年度としてください。令和3年度より観光拠点整備計画を策定する地方公共団体は、原則として令和2年度とします。

目標区分：文化遺産を活用した集客・活性化	
評価指標区分	観光客入込み数
	外国人観光客数
	宿泊者数
	滞在時間
	経済効果
	広告換算効果
	その他（具体的に記載）
設定目標：文化遺産を核としたコミュニティの再生・活性化	
評価指標区分	地域の文化に誇りを感じる住民の割合
	文化遺産の認知度
	文化遺産を活用した取組数（本補助事業による取組を除く）
	その他（具体的に記載）
設定目標：文化遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立	
評価指標区分	文化遺産のためのふるさと納税額
	文化遺産のための寄付額
	文化遺産関連で開発された商品・サービス数
	文化遺産への協力団体数
	文化遺産への協力者数
	その他（具体的に記載）

（日本遺産構成文化財を対象とする事業の場合の留意点）

- 通常、この目標値は、日本遺産を通じた地域活性化計画とは異なります。
- 日本遺産を通じた地域活性化計画の目標値にどのように影響があるかを記載の上、設定根拠を十分吟味してください。
- 設定目標は観光拠点としての磨き上げが本補助金の目的であることを踏まえ、以下の評価指標の設定は必須とします。

評価指標区分	外国人観光客数
--------	---------

8 補助事業の概要

補助事業者が作成する要望書の事業計画書（様式2-1）に記載している事業の内容を記載してください。複数年度で事業の実施を計画している場合は、事業全体の概要を記載してください。

9 その他計画実施により想定される効果（定性的な効果を記載）

本計画を実施することで想定している関係者や地域全体等への定性的な効果を記載してください。

10 その他事業

自主財源、民間団体、他省庁等からの補助を予定している事業を記載してください。また、自主財源確保のための予算措置の状況や、計画期間終了後の取組についての検討状況も記載してください。

他の国際観光旅客税充当事業と連携して実施することにより補助額の調整を行う場合には、該当する事業について記載してください。（任意の資料提出に代えることも可（様式任意））

2. 補助事業者が交付要望書を作成

補助事業者が実施する補助事業は、上記（1）の地方公共団体等が策定する観光拠点整備計画に盛り込まれる必要があります。その上で、実施する補助事業の事業計画を作成し、交付要望書を作成します。

事業計画期間は、地方公共団体等が策定する観光拠点整備計画の期間の範囲内であれば複数年継続する計画でも差し支えありませんが、補助事業の採択は年度ごとに行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

また、補助事業及び事業計画期間が終了した場合でも、地方公共団体等が策定する観光拠点計画期間中は、補助事業者は、補助事業を実施したことによる成果を継続して評価していくことが推奨されます。

交付要望書の詳細は次に掲げるとおりです。

（1）作成者

補助事業者（地方公共団体、協議会等）

（2）交付要望書の構成

＜必要書類＞

- 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要望書（様式2）
- 令和4年度事業計画書（補助事業に係る文化財及び補助事業の概要）（様式2-1）
- 収支予算書（様式2-2）
- 支出内訳明細（様式2-3）
- 補助事業者の概要（様式2-4）
- 補助事業者が協議会等の場合、その定款又はそれらに類する規約、及び構成名簿（様式任意）
- 財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類（様式3）

※補助事業者が協議会等の場合は事業規模指数（補助対象となる事業費/補助事業者の財政規模）
を明記すること。

- 見積書（写）（様式任意）

※使用料及び借料や役務費、委託費、需用費において発注見込額が10万円（税込み）以上の場合に見積書を徴取して添付。

※発注見込額が100万円（税込み）以上の場合は、複数者から徴取した見積書を添付。

※複数者から見積書を徴取できない場合は、理由書（様式任意）を添付。

※見積書は写しを添付（原本は、協議会等において保管すること）。

※見積書の宛名は事業者宛てとすること。

- 仕様書（様式任意）

※100万円（税込み）以上の役務費、委託費、請負費等の場合に添付。

- 設計図、位置図（様式任意）

- その他内容を補足するための参考資料（様式任意）

（3）交付要望書等の作成に当たっての留意事項

- ① 申請者は、観光拠点整備計画書を作成する地方公共団体等と交付要望書の提出前に、十分な調整を行ってください。
- ② 応募時に協議会等の設置が困難な場合又は応募後に変更が見込まれる場合は、暫定組織で応募することも可能ですが、ただし、採否の決定までには、協議会等に関する事項を確定させ、文化庁に報告することが必要です。
- ③ 補助対象経費については、「II 補助事業の対象範囲」を参照してください。
- ④ 収支予算書の作成に当たり、当該年度の補助事業の遂行により生ずると見込まれる収入金（利息を含む）は、全て収入に計上し、当該年度の補助事業の経費に充ててください。なお、不用額は返

還となります。

- ⑤ 採択後の事業実施に当たっては、適正な執行を確保する義務が生じるので、あらかじめ下記「IV 適正な執行の確保」を参照の上、十分な認識のもと応募してください。
- ⑥ 「複数者の見積書が提出できない場合」とは、プロポーザル等で実施を予定している事業等が想定されます。
- ⑦ 協議会等の構成団体に対する事業の発注は行うことが出来ないため、協議会等の構成団体の選定には留意してください。
- ⑧ 見積書の日付は、交付要望日以前としてください。また、交付要望時点での見積書の有効期限が来ていないように注意してください。
- ⑨ 資金の流れを明確化するために支出関係書類、会計帳簿、預金通帳には番号を付した上で、必ず資金の流れが紐づけられるようにしてください。
- ⑩ やむを得ず随意契約を行わざるを得ない場合においては、地方公共団体の契約規則に照らした検討だけでなく、国庫金の観点からもその理由が真に必要なものであるか検討の上、競争性、価格の妥当性まで検討した上で契約してください。特に、競争性、価格の妥当性に関しては、実際に入札不成立となった事実を具備するなど、適切な執行を徹底してください。
- ⑪ 原則、現金払いによる支出はできません。
- ⑫ 国の他の補助金(例：文化財多言語解説整備事業補助金など)と重複して補助を受けることはできません。

3. 提出書類の保管について

(1) 応募書類の保管

提出書類の内容等について文化庁から問い合わせることがありますので、提出書類の作成者は写しを一式保管するようにしてください。なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 応募書類の様式

- ① 各種様式は、文化庁ホームページからダウンロードし、作成してください。
文化庁 HP: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/index.html（「5. 日本遺産を通じた地域活性化への支援」に掲載しています。）
- ② 電子媒体の提出を必須とし、Eメールに添付して下さい。
 - ・様式1、様式2、様式3について、Excelファイルで提出ください。
 - ・電子媒体は上記のほか、全ての様式及び提出書類を一括したPDFファイルを提出ください。
その際、上記2（2）交付要望の構成の順に並べてください。
- ③ 紙媒体の提出は任意とし、印刷は、A4用紙、片面刷りとしてください（両面印刷は不可）。
 - ・応募書類は、上記2（2）交付要望書の構成の順に並べてください。
 - ・書類をまとめる際はダブルクリップ留めとしてください（ゼムクリップ、ホッチキスは不可）。なお、インデックスの貼付は不要です。
 - ・観光拠点整備計画策定地方公共団体は、最終ページの確認用シートを併せて提出する必要があります。

4. 応募書類の提出期限（都道府県が取りまとめて文化庁に提出する期限）

令和4（2022）年2月22日（火）（必着）までに文化庁に提出してください。電子媒体による場合は、japan-heritage@mext.go.jpまでご提出ください。

※ 協議会等から市区町村、市区町村から各都道府県への提出期限とは異なりますので、御注意ください。

5. 締め切り後の取扱

提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めません。

IV 適正な執行の確保

採択後の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）（以下「適正化法等」という。）が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる事態となった例があるほか、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を適用し、5年間の応募制限を付した例があります。

補助事業者にはより一層の補助金の適切な執行が求められていることから、次の内容をあらかじめ十分認識した上で、申請してください。

1 補助の対象となる経費とならない経費について、今一度本募集案内を確認の上、適切な処理を行うこと。特に次の内容に留意すること。

(1) 補助事業期間外の行為は補助対象とならないこと。

(2) 協議会等及び構成団体又は構成員等に対して賃金・報償費等を支払ったり、その他の発注を行ったりすることは、補助の対象とならないこと（内部支出の禁止）。

(3) 賃金、報償費、宿泊費について、案内に掲載された単価上限を超えて支払った額は補助対象とならないこと。例えば、同日に複数回の講演を依頼した場合でも講演謝金の日額上限である35,000円を超えて支払った額は補助対象とならないので注意すること。

2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則として別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。

なお、帳簿は補助事業者のみならず、補助事業者が協議会等の場合は各構成団体においても作成の必要があることに留意すること。

3 補助事業者が地方公共団体以外の場合、使用料及び借料、役務費、委託費、請負費その他の経費の執行に当たっては、所在の市区町村の契約規則等に準拠した手続を執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴取を徹底すること。

見積書の徴取、契約書の作成等の基準については、観光拠点整備計画策定地方公共団体が別紙様式（基準表）を記入の上、補助事業者に送付し、補助事業者はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

なお、複数者からの見積書の徴取に当たっては、必ず補助事業者（協議会等の場合はその構成団体でも可）自らが直接徴取すること。

4 会計書類は、上記2の帳簿及び補助事業に係る金融機関の通帳のほか、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書（※1）、完了報告書（※2）、検収書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類（※3）を整備すること。ただし、これらにより難い場合は、実績を証する資料、請求書等及び会計伝票又はこれらに類する書類（※3）を整備すること。

上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

※1 複数個所に納品されている場合は、それぞれの箇所での納品書、検収書が発揚です。

※2 契約書等に基づき提出を求めている場合に必要です。

※3 これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして地方公共団体の定めに準拠した支出決定決議書等をいう。

5 補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続は、補助事業者が自ら実施し、協議会等の場合は、その構成団体が実施した事業も含め、その状況について把握しておくこと。

補助事業の事務の一部を補助事業者以外の者に委任する場合は、必ず委任契約に基づくこととし、上記2～4の措置を遵守させること。なお、その場合でも、補助事業者は、補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続の状況について把握しておくこと。

6 事業完了後の実績報告書の作成に当たっては、留意すべき点について再度確認するなど万全を期すこと。

7 実績報告書提出の際は、証ひょう書類として見積書、領収書のほか、補助事業に係る金融機関の通帳、及び上記2の帳簿の写しを提出すること。ただし、文化庁における審査・確認の過程において、上記4の会計書類の全ての提出を求める場合があるので留意すること。プロポーザルを実施した場合は、実施から業者選定までの流れがわかる書類（電子媒体可）を提出すること。また、事業の成果物（報告書、パンフレット、チラシ、ポスター、データを納めた電子媒体等）も併せて添付すること。

なお、データを収めた電子媒体を添付する場合、納品日のプロパティがわかるようにパソコン上の画面を印刷した書類も添付すること。

【解説】補助事業の期間と対象範囲



※1 検収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指す。
検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。

※2 支払が未済であっても、補助事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合がある。

【解説】内部支出の禁止

協議会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金・報償費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない（ただし旅費は除く）。



【別紙帳簿様式】

平成〇〇年度帳簿（出納簿）

○〇協議会等

	月	日	摘要	証ひょう 番号	通帳 番号	収入金額	支払金額	差引残額
1	4	1	平成〇〇年度〇〇市負担金	入1	1	1,000,000		1,000,000
2	4	25	○〇工業(株)協賛金	入2	2	300,000		1,300,000
3	4	30	○〇工事請負(○〇印刷(株))	出1	3		75,600	1,224,400

※補助事業者が協議会等の場合、協議会等だけでなく、その構成団体においても帳簿（出納簿）を整備する必要があるので留意すること。

【別紙様式（基準表）】

■〇〇〇〇市契約規則等の定めに基づく基準表

基 準 額	
見 積 書 の 徴 取	万円以上
複数見積書の徵取	万円以上
契 約 書 の 作 成	万円以上
請 書 の 徵 収	万円以上

※観光拠点整備計画策定地方公共団体の
経理部局担当者が記入の上、協議会等に
伝達し、協議会等はその徴取、作成等に
について、地方公共団体の指導に従うこと。

※協議会等は、実績報告書提出時に、
証ひょう書類の冒頭に添付すること。

- 8 原則、支払いは銀行振り込みとすること。
- 9 銀行口座については、本補助事業専用の口座を開設し、当該口座において、補助事業に係る支出及び収入を管理すること。 なお、補助事業に係る支出及び収入のある協議会等の各構成団体においても、口座を作成して管理を行うことが必要。
- 10 発注した業務については、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認するため、発注した者とは別の者が検査を行うこと。

V その他留意事項等

1. 補助金交付申請書の提出

採択が決定した補助事業者に対しては、改めて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。なお、詳細は採択が決定した補助事業者に対して、別途お知らせします。

2. 交付決定された補助事業の取扱い

本補助事業に応募される補助事業者においては、下記に御留意ください。

- (1) 補助事業の完了日が属する年度の終了後5年間、当該補助事業に関する帳簿及び関係書類を善良な管理者の注意をもって保管する義務があります。
- (2) 補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、新・文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに本補助事業名等を掲載していただきます。
- (3) 補助事業の実施内容が観光拠点整備計画や交付決定の条件に著しく異なっていると認められる場合は、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合があります。
- (4) 補助事業終了後、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。
- (5) 日本遺産を対象とする事業の場合、認定内容の変更を申請している場合は、補助事業のうち当該変更に係る部分については、変更手続きが終了した時点より開始できます。

3. 関係法令の適用について

補助事業の実施に当たっては、以下の関係法令の適用を受けますので、応募に当たっては事前に必ず熟読してください。不正受給等を行った場合、応募制限を行います。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
- ・芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

4. 不正受給等に伴う応募制限について

観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）において補助金の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

5. その他参考資料

下記の本補助事業に係る法令等を添付しておりますので、応募に当たっては、事前に熟読してください。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令（抄）
- (2) 文化芸術振興基本法（抄）

VI 関係法令等

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が國以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に當つては、補助金等が國民から徵収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が國民から徵収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請

の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
 - 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を

附することを妨げるものではない。

- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不當に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一條 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第十二條 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三條 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四條 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報

告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五條 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六條 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関する法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適

用があるものとする。

- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において

て、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雜則

(理由の提示)

- 第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

- 第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事

する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規

定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しく

は融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかった者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこ

れに係る間接補助金等に関する適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号）
(抄)

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長（略）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
 - 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関する収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める

特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業者等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業者等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行

うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（略）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4～5 略

（加算金の計算）

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

（延滞金の計算）

第十二条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備が

あるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）（抄）

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るために、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行つた芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間 4～5 年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間 2～3 年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において

て不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）（2）に準じて取り扱う。

VII 観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）Q & A

Q 目次

1. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が継続事業である場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。
2. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。
3. 応募期限までに協議会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。
4. 補助対象事業の実施期間について教えてください。
5. 補助金の交付先は誰になりますか。
6. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。
7. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。
8. その他、交付要望書の作成に当たって注意することはありますか。
9. 印刷物の作成部数に上限はありますか。
10. 補助事業完了後、構成団体への支払にかかる振込手数料は補助対象となりますか。

<協議会等（補助事業者）が作成する交付要望書等について>

1. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が継続事業である場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。

本補助事業においては、文化庁に提出された書類に基づき内容を精査のうえ、日本遺産への認定決定後に、採否を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。

また、本補助事業は、毎年、応募を行った上で採否を決定しますので、今回の募集で採択された事業が継続事業であっても、2年目以降も採択されるとは限りません。

2. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。

本補助事業において、補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業（例：伝統文化親子教室事業等）」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。

3. 応募期限までに協議会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。

応募時には暫定的な書類を提出していただき、詳細が決まり次第、文化庁に差替版を提出してください。なお、採否の決定までに、正式に設立されている必要があります。

4. 補助対象事業の実施期間について教えてください。

令和4（2022）年の交付決定日から令和5（2023）年3月31日までを予定しています。

なお、上記期間以外の事業は、補助対象事業にはなりません。

5. 補助金の交付先は誰になりますか。

文化庁から協議会等へ直接交付します。

6. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。

補助金の額は、予算の範囲内において決定します。

交付要望額に上限、下限は設けていませんが、補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。（「各費目における単価上限、補助対象外経費等」参照）

7. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

補助金の支払時期は、原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定後となります。補助金が支払われるまでは、協議会等が経費を立て替えることとなりますので、御注意ください。

概算払の実施を予定しております。

8. その他、交付要望書の作成に当たって注意することはありますか。

本補助事業に応募する補助対象事業については、可能な限り、その成果を活用する取組等を、併せて実施するよう検討してください。

(例)

- ・日本遺産のホームページを制作する事業においては、日本語版だけでなく、英語等の多言語にも対応できるようにするなど、海外への情報発信も考慮に入れて実施するようしてください。
- ・成果物は、例えば、地元の公民館や図書館等で積極的に活用するような取組等を、併せて実施するようしてください。

※成果物を配布・保存するだけの取組は、補助対象事業とならない場合があります。

9. 印刷物の作成部数に上限はありますか。

日本遺産記録作成、調査事業の成果物（報告書等）について、作成部数は300部を上限とします。

10. 補助事業完了後、構成団体への支払にかかる振込手数料は補助対象となりますか。

補助金は、原則、補助事業が完了し、額の確定後に支払われます。実績報告書に記載された事業期間外に発生した振り込み行為にかかる費用については、交付申請書に記載されていたとしても、補助対象にはなりません。また、構成団体への振込に係る振込手数料についても団体が当然負担すべき経費として補助対象外となります（「各費目における単価上限、補助対象外経費等」参照）。

VIII 補助要綱等

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱

平成31年4月1日
文化庁長官決定
〔令和3年4月1日
改正〕

（通則）

第1条 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）（以下「補助金」という。）の交付について
は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成12年4月3日文部省告示第57号。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うことになった件（平成12年文部科学省告示第58号。）、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち处分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）並びに平成12年文部省告示第57号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（平成27年文部科学省告示第131号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、外国人観光客が見込まれる地域で、文化財を活用した魅力向上につながる一的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことにより、観光拠点としての磨き上げを図ることを目的とする。

（交付の対象となる事業の種類、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
（1）文化観光充実のための国指定等文化財 磨き上げ事業	所有者又は管理団体等
（2）文化遺産観光拠点充実事業	地方公共団体又は日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財又は世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等

(3) 地域文化財総合活用推進事業	地方公共団体又は所有者等で構成する協議会等
-------------------	-----------------------

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるものほか、文化庁長官（以下「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前各項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第4項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第3）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2）を送付するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

（1）補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第4）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、補助事業者が第3条第1項(1)の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に、補助事業者がそれ以外の者である場合にあっては長官に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。
- (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができる。
- (補助事業者が地方公共団体以外の場合)
- (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）の法令の定めに準拠して実施しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定（第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及び第12条第1項において同じ。）の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面（様式第5）を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）の法令の定めに準拠して実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を

変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。

2 補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る変更交付決定内容通知書（様式第7）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定変更通知書（様式第6）を送付するものとする。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に、補助事業者がその他の者にあっては長官に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第8）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書（様式第10）に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。

4 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付等）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付の受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第11）を第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に、その他の者にあっては長官に提出しなければならない。

2 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（様式12）を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(書類等の経由)

第16条 補助事業者（補助金の交付の申請をしようとする者を含む。）が第3条第1項（1）に定める補助事業の種類の補助事業者である場合は、この要綱の規定により長官に提出すべき申請書その他の書類の提出は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由すべきものとする。

観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項

平成 31 年 4 月 1 日
文化庁長官決定
令和 2 年 4 月 17 日
改正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

（1）地域計画等

補助事業者は、文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び Destination Management/Marketing Organization（DMO）等の民間団体等で構成する協議会等とする。

（2）世界文化遺産

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とする。

（3）日本遺産

補助事業者は、日本遺産の構成文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

（4）ユネスコ無形文化遺産

補助事業者は、地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会）等によって構成される協議会等とする。

（5）地域文化遺産

補助事業者は、地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）によって構成される協議会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、（1）又は（2）に加え（3）から（5）を全て満たす事業とし、その中の用語の明細は別紙 1 のとおりとする。

（1）情報コンテンツ作成事業

文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備

（2）活用整備事業

文化財の活用に資する設備（内装を含む。）等整備及び広域文化観光に必要な施設整備（新築を除く。）。但し、2.（1）地域計画等及び（3）日本遺産に限る。

（3）平成 31 年度観光振興事業費補助金交付要綱第 1 章第 2 条二に基づく指定市区町村又は日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する若しくはユネスコ無形文化遺産が公開される

市区町村であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれることとする。

- (4) 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。
- (5) Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

- (1) 情報コンテンツ作成事業
- (2) 活用整備事業

5. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の1／2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2／3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- ① 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

- ② 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

- (ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

- (イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

- 1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

実績がない場合は当該年度の収入見込額

- 2) 個人の場合＝前年分の収入額

- ③ 協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

④ 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2) 2. (2)、(4) 及び単独の市区町村内で行う(5)の補助事業の補助金の上限額は、1,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

(3) 2. (1)、(3) 及び複数の市区町村内で行う(5)の補助事業の補助金の上限額は、5,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

(別紙1)

区分	内容
文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備	ホームページ及びアプリ、パンフレット、映像資料の作成・発信、案内・解説設備の整備 等
文化財の活用に資する設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備	便所等の設備等整備 等 (2. (1) 地域計画等の場合) 飲食・宿泊施設、観光案内所等への設備等整備 等

(別紙2)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域文化財総合活用推進事業	ア 情報コンテンツ作成事業 ウ ア及びイの事業計画を構想するために必要な取組	事業費	賃金 共済費 報償費 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 備品購入費 原材料費 需用費	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金 傷害保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 ○○謝金 普通旅費 費用弁償 会場借料 自動車等借上料 ○○借料 ○○損料 通信運搬費 現像焼付料 振込手数料 ○○委託費 請負費 備品購入費 ○○費 消耗品費 印刷製本費	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃
イ 活用整備事業		本工事費	賃金 共済費 報償費 旅費 使用料及び借料 役務費	土木賃金 資料整理等賃金 労災保険 ○○保険 ○○委員謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 借料及び損料 ○○損料 通信運搬費 手数料 振込手数料	臨時に雇用する場合のみ

		委託費	試驗委託費 調查委託費 測量委託費 設計監理費 ○○委託費	
		工事請負費	請負費	
		備品購入費	備品購入費	
		原材料費	工事材料費	
		需用費	印刷製本費 消耗品費 燃料費 光熱水料	

IX 応募書類様式（記入例）

◆応募書類様式

- 様式 1 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）観光拠点整備計画（Excel 形式）
- 様式 2 令和 4 年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要望書（Excel 形式）
- 様式 2－1 令和 4 年度事業計画書（補助事業に係る文化財及び補助事業の概要）（Excel 形式）
- 様式 2－2 収支予算書（Excel 形式）
- 様式 2－3 支出内訳明細（Excel 形式）
- 様式 2－4 補助事業者の概要（Excel 形式）※補助事業者が協議会等の場合のみ
- 様式 3 財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類（Excel 形式）
- 見積書（写）添付例

◆参考資料

- 観光拠点整備計画策定団体 確認用シート

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）観光拠点整備計画書

様式 1

1 都道府県・市区町村名	① ○○県○○市	2 補助事業の種類	② 地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）	
3 計画の名称	③ 日本遺産○○活用プラン			
4 計画期間	令和 3 年度 ~ 令和 5 年度 ④			
5 計画の概要	⑤ ○○市文化財保存活用地域計画（平成○年策定）及び日本遺産○○地域活性化計画を基本方針とし、日本遺産○○の価値・魅力を総合的に発信し、近隣の空港や駅等に多言語の案内板やパンフレットを設置するなどインバウンド対応を実施してきた。さらに日本遺産を活用した観光拠点としての磨き上げを図るため、下記の取組を実施する。 また、計画期間中は、下記の取組を通じて、日本遺産○○に関する確立を目指す。			
6 実施体制	文化財保存活用地域計画等の策定により補助額の調整を行う場合には、策定状況を記載してください。（任意の資料提出に代えても可） また、近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携状況について記載して下さい。			
7 計画における目標と期待される効果	⑥ 日本遺産○○保存活用協議会（会長：○○○○） 構成団体（○○神社、○○寺、○○保存会、N P O 法人○○、○○市観光協会） 各年度の事業終了後は、外部有識者、教育委員会文化財課及び日本遺産○○保存活用協議会で構成される成果評価委員会において、事業の実施報告及び成果の評価を行う。また、評価結果については、毎年度、本計画で実施する事業内容に反映させることとする。具体的には・・・			
目標区分	文化遺産を活用した集客・交流			
評価指標区分	外国人観光客数(必須) ⑦ (具体的な指標は次のとおり)			
具体的な指標	○○施設の入場者数	関連事業	①	
目標値	【現状値】 令和 2 年度 50,000 人 ⑧ ⇒ 【目標値】 令和 ● 年度 125,000 人	⑥		
計測方法	施設の多言語ガイドの参加者数 ⑨			
設定根拠	平成30年度○○外国人観光客参加者数の伸び率1.2倍を参考とし、毎年度伸び率1.2倍と設定。			
進捗状況	各年度、状況値、目標に対する達成率			
令和 元 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
人	人	人	人	
⑪		⑫	○	
8 受入環境の整備状況				
年度中に整備	○	○	○	
Wifi	多言語	キャッシュレス	洋式トイレ	
その他 (多言語対応ガイド)	その他 ()		その他 ()	
9 補助事業の概要				
事業名①	○○日本遺産センター整備事業 ⑬	実施団体	日本遺産○○保存活用協議会	
事業区分	活用環境整備（日本遺産）	事業期間	令和 3 年度 ~ 令和 ● 年度	
事業概要	日本遺産○○について広く情報を発信するため、各構成資産の概要、歴史、価値、関連する情報等について総合的に紹介するガイダンス施設の整備を行う。			
事業名②	○○事業	実施団体		
事業区分		事業期間	令和 3 年度 ~ 令和 ● 年度	
事業概要				
10 その他計画実施により想定される効果（定性的な効果を記載）	⑩ 市民の日本遺産に対する関心や意識が向上し、今後市民の力による地域の文化遺産の保存と、次世代への確実な継承とともに、地域の活性化が期待できる。また、行政と民間団体、文化財保護団体による連携・協力体制が構築されるとともに、『市観光計画』で目標（100万人）としている観光客の増加に寄与することができるほか、・・・。			
11 その他事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など）				
事業概要	○○省の○○事業（国際観光旅客税財源）による××整備も併せて実施し、より効果的な情報発信を行う。			
事業概要				
事業概要	⑯ 他の国際観光旅客税充当事業と連携して実施することにより補助額の調整を行う場合にはここに記載してください。その他任意の資料提出に代えることも可能です。			
12 担当部局				
地方公共団体 担当部局課	○○市教育委員会文化財課（○○係） ⑯			
13 補助金の額の調整の要件（該当するものを選択）	⑪			
当該事業が、文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される	<input type="radio"/>			
補助事業者が地方公共団体の場合に財政力指数が0.5以下である又は補助事業者が民間団体の場合に事業規模指数が0.1以上である	<input type="radio"/>			
補助事業者である協議会等に観光庁に登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している	<input type="radio"/>			
当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している	<input type="radio"/>			
文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している	<input type="radio"/>			
「重点支援地域」と認められた日本遺産に係る事業	<input type="radio"/>			
本件担当者連絡先				
TEL	* * - * * * - * * * (内線、本末末)		FAX	* * - * * * - * * *
ふりがな	○○ ○○	E-mail	* * * @ * * *, * *, * * ⑭	
担当者氏名	○○ ○○			
住所	〒○○○○○○市○○町1-2-3			

※ スペースが足りない場合は、行の高さを変更したり、ページを追加しても差し支えありません。

番号	項目	記入要領
①	都道府県・市区町村名	複数の地方公共団体が連携している計画を策定する場合は、連携している全ての地方公共団体名を記載してください。
②	補助事業の種類	リストから選択してください。
③	計画の名称	地方公共団体において決定した観光拠点整備計画名称を記載してください。
④	計画期間	5年以内としてください。なお、計画期間終了後の1年間は総括評価を行う期間として、当該地方公共団体からの応募はできません。 <u>令和3年度に観光拠点整備計画の計画期間が終了する地方公共団体は、令和4年度の応募はできませんのでご留意ください。</u> <u>なお、日本遺産に関する事業については、計画期間は原則、日本遺産を通じた地域活性化計画と連動した計画期間とし、当該期間終了後の目標値を定めて毎年度、達成状況を把握し、計画期間終了後には、日本遺産事業における総括評価を行い、以降はその結果を踏まえた事業を行うこと。</u>
⑤	計画の概要	地方公共団体における本計画の位置付けを記載の上、計画実施により目標とする内容を記載してください。 <u>文化財保存活用地域計画等の策定により補助額の調整を行う場合には、当該計画等の策定状況もあわせて記載してください。（任意の資料提出に代えることも可（様式任意））また、近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携状況について記載して下さい。</u>
⑥	実施体制	本計画に係る地方公共団体の役割分担（担当部局名など）を記載してください。また、補助事業を実施する事業者名やその構成団体などを記載するとともに、計画期間終了後又は事業者の解散後の対応についても記載してください。 また、評価をどのように計画（事業）に反映させる仕組みとしているかについて、記載してください。
⑦	目標区分、評価指標区分、具体的な指標、計測方法	「目標区分」及び「評価指標区分」はリストからそれぞれ最も近いものを選択してください。（「評価指標区分」は選択された「目標区分」と連動しています。）最も近いと言い難い場合には「その他」を選択してください。 <u>目標値として外国人観光客の入れ込み数は必須です。</u> また、これらを踏まえた「具体的な指標」を記載してください。（「その他」を選んだ場合も、具体的な指標の記載が必要です。）
⑧	目標値	本計画終了までに目標とする「⑦具体的な指標」について、現状値（令和2年度現在）と目標値（計画最終年度）の数値を記載してください。数値だけでなく単位も忘れずに記載してください。現状値の基点は、原則として令和元年度としてください。 なお、目標値の設定に当たっては、国民からの納税を原資とした国庫補助を受けることを十分認識した上で、納税者に対し事業効果を説明できるものとなるよう留意してください。 (例) 令和2年度 70人 ⇒ 令和〇年度 120人 ↑現状値の基点年度、数値 ↑計画終了年度の目標数値 なお、目標未達成の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行することになります。
⑨	計測方法	「⑧目標値」を計測する方法を簡潔に説明してください。計測方法の妥当性が説明できる内容が必要です。
⑩	設定根拠	「⑧目標値」を設定した考え方を簡潔に説明してください。国費を投入する事業として、国民に対し説明できる内容が必要です。
⑪	各年度、状況値、目標に対する達成率	本項目は、各年度終了後に進捗状況を記載しますので、現時点では記載不要です。 達成率は自動計算で算出されますが、マイナスになる場合は、0%としてください。
⑫	受入環境の整備状況	該当するものについてはリストから「〇」「年度中に整備」を選択してください。設定項目以外にも受入れ環境の整備がある場合はその他（）内に記載して、リストから選択してください。（複数選択可）
⑬	補助事業の概要	様式2-1（事業計画）に基づき、各項目を記載してください。（事業名等は様式2-1と一致します）事業は複数ある場合は、適宜追加してください。
⑭	その他計画実施により想定される効果	本計画を実施することで想定している地域の活性やインバウンド効果等に関する定性的な効果を記載してください。 本項目で記載している効果は、本計画終了後に検証・分析をすることとなります。
⑮	その他事業	自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（他の国際観光旅客税充当事業を含む）を予定している事業を記載してください。また、自主財源確保のための予算措置の状況や、計画期間終了後の取組についての検討状況も記載してください。 本補助事業以外にも幅広く事業を展開していることは計画の実行性を裏付けるものとなりますので幅広に記載してください。
⑯	担当部局	本計画を作成した地方公共団体の担当部局課名を記載してください。
⑰	補助金の額の調整の要件	該当するものについてはリストから〇を選択してください。（複数選択可）
⑱	本件担当連絡先 【非公表部分】	本計画について文化庁から問合せを行うことがありますので実務担当者の連絡先を記載してください。複数の市区町村が連携して計画を策定する場合、窓口となる代表の地方公共団体の担当者を記載してください。 なお、採択された地方公共団体の計画は文化庁ホームページで公表することとなります が、本項目のみ公表の対象外とします。

様式2

組織としての文書番号を付番していない場合、空欄で結構です。	① 文協 第〇〇〇〇〇号 令和 年 月 日
文化庁長官 殿	② 団体名 住所 代表者職名 代表者氏名 日本遺産〇〇保存活用協議会 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇会長 〇〇〇〇 (印)
代表者氏名は、記名+押印としてください（印は協議会等印もしくは代表者私印）。	

令和3（2021）年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要望書

令和3（2021）年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり要望します。

事業区分 ③	地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）
事業の名称 ④	日本遺産〇〇活用〇〇事業
補助事業の着手及び完了の予定期日 ⑤	着手 令和3年5月17日 完了 令和4年1月31日
補助金の交付要望額 ⑥	6,598,000円 (補助対象経費 10,152,200円 の 65%)
その他参考となるべき事項	この欄は自動入力されます。 先に様式2-3, 2-4を記入してください。

<担当者連絡先>※実務担当者の連絡先をご記載ください。⑦

所属			
(ふりがな)			
氏名			
電話番号		FAX番号	
E-MAIL ※記載誤りのないようご注意ください。			
書類等の郵送先	〒		
その他（日中連絡先）			

番号	項目	記入要領
①	年月日	要望書の提出年月日を記入してください。文書番号は組織として付していなければ必要ありません。 日付は募集締切の日付以前を記入してください。
②	団体名 住所 代表者職名 代表者氏名	団体名、住所、代表者職名、代表者氏名を記入してください。 団体内における役職名を記入し、必ず記名押印してください。印は協議会印若しくは代表者私印のいずれかとなります。
③	事業区分	リストから選択してください。
④	事業の名称	本事業の名称を記載してください。
⑤	補助事業の着手及び完了の予定期日	完了の予定期日は、不必要に3月31日とせず、事業が実際に完了する日としてください。
⑥	補助金の交付要望額	この欄は自動入力されます。先に收支予算書（様式2-2）、支出内訳明細書（様式2-3）を記入してください。
⑦	担当者連絡先	交付要望書の記載内容について確認することのできる、実務担当者の連絡先を記入してください。

<令和3（2021）年度事業計画書>

各事業の内容（具体的に記入すること）						
事業①	事業区分 ①	活用整備事業	事業名 ②	〇〇日本遺産センター整備事業		
実施団体 ③	日本遺産〇〇保存活用協議会			事業期間 ④	令和3 年度～	令和6 年度
対象となる文化財等 ⑤	〇〇神社、〇〇寺、〇〇の文化的景観・・・					
令和3年度事業の内容 ⑥						
<p>日本遺産〇〇について発信するため、各構成資産の概要、歴史、価値、関連する情報等について総合的に紹介するガイダンス施設の整備を行う。事業は、日本遺産の地域活性化計画及び〇〇日本遺産センター整備基本計画に基づき、〇〇市〇〇に所在する旧〇〇小学校を活用し、〇〇日本遺産センターとして改修する。</p> <p>令和元年度は、メインホールの床の張り替え及び壁の再塗装を行い、また、・・・</p>						
翌年度以降の事業予定等 ⑦						
<p>令和4年度は、旧体育館の工事を行いつつ、初年度に改修した〇〇を引き続き・・・</p> <p>令和5年度は、多言語化された解説を作成し、・・・</p> <p>令和6年度は、・・・</p> <p>令和7年度は、すべての整備工事を完了させ、〇月頃に開館の予定。あわせて、協議会の会報誌や市の広報誌、また、日本遺産〇〇のホームページ等により積極的な広報・周知を行い、来館者数の増加を図る。</p>						
事業②	事業区分	(リストから選択してください。)	事業名			
実施団体				事業期間	年度～	年度
対象となる文化財等						
令和3年度事業の内容						
翌年度以降の事業予定等						

※事業区分ごとに必ず該当の記入欄を使用し、一の事業区分で複数事業を実施する場合は、適宜コピーして使用してください。

番号	項目	記入要領
①	事業区分	該当する事業区分を選択してください。
②	事業名	各事業区分における個別の事業名を記載してください。
③	実施団体	②に記載した事業を実施する団体名（地方公共団体、協議会等）を記載してください。
④	事業期間	各地方公共団体で策定した観光拠点整備計画（様式1）の期間内で記載してください。
⑤	対象となる文化財等	<u>実施事業において対象となる文化財等の名称を記載してください。</u> <u>要望する事業全ての欄に記載する必要があります。</u>
⑥	令和3年度事業の内容	<u>要望する事業すべてについて簡潔かつ具体的に説明してください。</u> <u>事業内容の審査に当たって重要な項目になります。何のために何を実施する事業か、誰が見ても理解できる説明とする必要があります。</u>
⑦	翌年度以降の事業予定等	次年度以降の事業予定を記載してください。 なお、事業の募集・採択は毎年度ごとに行うため、当該記載により翌年度の採択・交付を保証するものではありません。

<収支予算書 地域文化財総合活用推進事業(日)>

▼収入の部

区分	金額 (予定を含む。)	内訳	
収入の部	本事業以外の補助金・助成金	○○市補助金(R元年度申請中) 3,000,000 (一社)○○法人助成金 500,000	②
	その他収入	○○寄付金 50,000	③
	小計(A)	3,550,000	
	自己負担金(B)	○○保存会負担 314,000 その他負担 1,800	④
	本事業による補助金の交付要望額(C) ⑤	6,598,000	
1. 収入合計 (A) + (B) + (C)	⑥ 10,463,800		同額になるように自己負担金

下記で算出される交付要望可能額を記入してください。
交付要望可能額は千円未満切捨てとなります。千円未満の端数が出る場合は、自己負担金で措置してください。

▼支出の部 → 詳細は、<支出内訳明細>（様式2-3）に記載

区分	総事業費 ⑦	補助対象経費		補助対象外経費
		交付要望基礎額	自己負担額等 ⑨	
○○日本遺産センター整備事業	10,463,800	10,152,200	306,600	5,000
2. 支出の合計⑩	10,463,800	10,152,200	306,600	5,000

様式2-4で記入した各(項)の交付要望基礎額の合計額を記入してください。

補助率調整要件（該当ある場合は右欄で○を選んでください） ⑪	
当該事業が、文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される（5%）	<input type="radio"/>
補助事業者が地方公共団体の場合に財政力指数が0.5以下である又は補助事業者が民間団体の場合に事業規模指数が0.1以上である（10%）	<input type="radio"/>
補助事業者である協議会等に観光庁に登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している（5%）	
当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している（5%）	
文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している（5%）	
「重点支援地域」と認められた日本遺産に係る事業（5%）	
調整後補助率 (原則1/2、最大2/3)	
0.65	

↓交付要望可能額の計算（自動計算のため、手動入力しないでください）

$$\text{交付要望基礎額計(円)} \times \text{調整後補助率} = \text{交付要望可能額(円)}$$

10,152,200 × 0.65 = ⑫ 6,598,000

この額が交付要望書（様式2）の交付要望額と一致します

番号	項目	記入要領
①	収支予算書 (事業メニュー)	リストより選択してください。
②	本事業以外の補助金・助成金	本事業以外の補助金・助成金の金額を記載してください。内訳には当該補助金の名称を必ず記載してください。申請中の場合はその旨を括弧書きし、見込額を計上してください。
③	その他収入	補助事業遂行により生ずると見込まれる収入金は全て記載してください。
④	自己負担金	補助事業者が負担する金額を記載してください。
⑤	本事業による補助金の交付要望額	<u>⑫で自動計算される金額を記入してください。この金額が文化庁からの補助額になります。交付要望額は千円未満は切り捨てとなります。千円未満の端数が出る場合は、自己負担金で計上してください。</u>
⑥	1. 収入合計	「1. 収入合計」は「2. 支出の合計」欄（⑩）と同額になるよう、自己負担金等で調整してください。
⑦	総事業費	事業ごとの総事業費です。右欄の補助対象経費と補助対象外経費の合計額が自動計算されますので確認してください。
⑧	交付要望基礎額	様式2-3に基づき、記載してください。
⑨	自己負担金額等	事業ごとの自己負担額を記載してください。補助対象経費と補助対象外経費に分けてそれぞれ計上してください。補助対象経費及び補助対象外経費は、「II 補助事業の対象範囲」の「2 各費目における単価上限、補助対象外経費等」を参考にしてください。
⑩	支出の合計	総事業費と交付要望額の合計が自動計算されます。 <u>⑥「1. 収入合計」と一致するようにしてください。</u>
⑪	補助率調整要件	該当する要件がある場合は、右欄のリストから○を選択してください。（複数選択可。ただし、2/3上限。）補助率は自動で計算されます。
⑫	交付要望可能額	⑧交付要望基礎額に⑪の調整後補助率を乗じた額が自動計算されます。（千円未満切り捨て。端数は自己負担額として調整ください。）この額を⑤「本事業による補助金の交付要望額」に記入してください。

<支出内訳明細>

事業区分)		費目をリストから選択し、右側に何に対する経費かを記載してください。		技術指導謝金は、文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費が対象です。		様式 2-3
(経費区分)	(項)					
② 事業名	③ 経費内訳	総事業費		補助対象経費		補助対象外経費
		交付要望基礎額	自己負担額等			
○○日本遺産センター整備事業	【報償費】 技術指導謝金 (別紙参照) @ 1,040 円 × 6 時間 × 20 日 × 2 人	249,600	23,000	④ 226,600	0	
	【委託費】 ○○日本遺産センター実施設計委託 (見積番号①-1, ①-2) @ 1,080,000 円 × 1 式 × ×	10,080,000	10,000,000	80,000	0	
	【工事請負費】 メインホール整備工事 (見積番号②-1, ②-2) @ 104,200 円 × 1 式 × ×	104,200	99,200	0	5,000	
	【需用費】 消耗品費 @ 30,000 円 × 1 式 × ×	30,000	30,000	0	0	
		⑤ 合 計	10,463,800	10,152,200	306,600	5,000

※ 適宜行を追加・削除してご使用ください。

番号	項目	記入要領
①	支出内訳明細書 (区分) (項)	リストより該当する(区分)及び(項)を選択してください。支出内訳明細書は、 <u>(区分)ごと、(項)ごとに作成</u> してください。
②	事業名	事業計画書(様式2-1)における「各事業の内容」に記載している個別の「事業名」を記載してください。事業計画書に記載がないにもかかわらず、支出内訳明細書に経費のみ計上していても補助対象外となります。必ず事業計画書との整合性を確認してください。
③	経費内訳	費目をリストから選択し、右欄に何に対する経費かを記載してください。リストにない費目や上限単価を超える額は計上できません。 <u>「各費目における単価上限、補助対象外経費等」</u> を参考に記載してください。 技術指導謝金を計上する場合は、予定者を別紙(任意)に記して、ご提出ください。
④	総事業費 補助対象経費(交付要望基礎額、自己負担額等) 補助対象外経費	各費目に係る額を記載してください。費目によっては上限単価を設定していますので超える額については補助対象外経費に計上してください。 <u>「II 補助事業の対象範囲」</u> の「各費目における単価上限、補助対象外経費等」を参考に記載してください。
⑤	合計	(項)で選択した事業の合計額が自動計算されます。 <u>収支予算書(様式2-2)「支出の部」</u> に計上している金額と一致しているか確認してください。

協議会等（補助の対象となる者）の概要

※補助事業者が協議会等の場合に作成。地方公共団体の場合は不要。

(ふりがな) 名称 日本遺産○○保存活用協議会	にほんいさん○○ほせんかつようきょうぎかい ①	(ふりがな) 代表者職名・氏名 会長 ○○ ○○	○○ ○○
所在地 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町1-1-1		電話番号 ＊＊＊-＊＊＊-＊＊＊＊＊	
		F A X 番号 ＊＊＊-＊＊＊-＊＊＊＊＊	
団体設立年月 ②	平成○○	年 ○○	月
役職員 ③		構成団体 ④	
委員長 ○○ ○○ (○○保存会会长) 副委員長 ○○ ○○ (○○市觀光協会会长) 監事 ○○ ○○ (○○市教育委員会○○課長) 会計 ○○ ○○ (○○市○○課長)		○○保存会 ○○市觀光協会 ○○○の会 ○○新聞社 ○○神社 ○○市○○地区自治会	
設置目的 ⑤	<p>本協議会は、 ······。</p> <p>※ 協議会等及び構成団体の定款・寄付行為に類する「規約」を併せて提出すること。また構成員の「名簿」が別途ある場合については併せて提出すること。（本様式に記載する場合を除く）</p>		

※ 協議会等及び構成団体の定款に類する規約及び名簿を併せて提出すること。

番号	項目	記入要領
①	名称 代表者職名・氏名 所在地 電話番号 FAX番号	交付要望書（様式2）に記載している内容と同一にしてください。
②	団体設立年月	設立した年月を記載してください。定款等に類する規約に基づき記載してください。
③	役職員	代表者、役員、監査担当者、経理担当者、その他事務職員を記入してください。監査担当者及び経理担当者は記入必須です。
④	構成団体	協議会等の構成団体について記載してください。協議会等及び構成団体の定款・寄付行為に類する「規約」も併せて提出してください。 構成員については、この様式に記載するか、「名簿」を添付してください。 <u>観光庁に登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が協議会等に参加することにより補助額の調整を行う場合は、当該DMOの名称を記入してください。</u>
⑤	設置目的	設置目的を記載してください。別途提出する協議会及び構成団体の定款に類する規約と齟齬のないよう留意してください。

財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類

申請者名 ① 日本遺産〇〇保存活用協議会

1. 収入及び支出

収入			支出			財政力指数
年度	金額(円)	備考	② 年度	金額(円)	備考	
平均(自動計算)	#DIV/0!			#DIV/0!		#DIV/0!

(地方公共団体の場合)

- ・収入金額欄には当該年度の一般会計の歳入総額を、支出金額欄には歳出総額を記入し、あわせて財政力指数欄に当該年度の財政力指数を記入すること。
- (過去3ヶ年度分)
- (民間団体の場合)
 - ・事業実施年度の前々年度以前3会計年度の収入額及び支出額を記入すること。実績がない場合は、事業実施年度の収入見込額を記入すること。財政力指数欄は記入不要。
 - (個人の場合)
 - ・前年分の所得額を記入すること。支出額欄及び財政力指数欄は記入不要。
 - (全体)
 - ・当該団体等の一般会計の収入額のうち、①他会計からの繰入額(公益事業など収入額から除かれた会計の繰入金については含めるものとする。)、②補助金等収入(国庫補助金、地方公共団体補助金等)が当該会計の収入額に含まれている場合は、その金額を当該収支計算書の収入額から控除することとする。

補助対象となる総事業費(円)	③	※補助事業者が民間団体(協議会等を含む)の場合のみ記入
事業規模指数(自動計算)	#DIV/0!	④

2. 財産状況

種類	評価額等(円)	備考
	④	
合計(自動計算)	0	

※補助事業者の所有する財産があれば記入。地方公共団体の場合は記入不要。また、協議会等の場合で財産がない場合は記入不要。

※法人の場合、別途作成している財産目録等や、法人税の申告を行っている場合には、所得税法の規定による確定申告書の写し又は源泉徴収表があればその添付でも可。

※個人の場合、確定申告等の際に作成する貸借対照表等の財産状況が分かる書類があればその添付でも可。

番号	項目	記入要領
①	申請者名	事業を実施する協議会等の名称を記載してください。
②	収入および支出	<p>協議会等の場合、事業実施年度の前々年度以前3会計年度の収入額及び支出額を記入してください。実績がない場合は、事業実施年度の収入見込額を記入してください。財政力指数欄は記入不要です。</p> <p>なお、下記の収入については、原則、補助事業者の収入額から控除します。</p> <p>※控除する収入については、決算書等で明確に確認が必要です。</p> <p>①事業者の恒常的な収入と言えないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の目的のための積立金 ・資産の売却収入 ・借入金 ・補助金（国庫補助金、地方公共団体補助金、民間団体助成金） ・文化財修復等のための寄付金 ・各種積立金の取崩し金 ・貸付回収金 など <p>②公益（事業者の主たる活動以外）を目的とした会計収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び病院事業会計など <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他会計からの繰入金（公益事業など収入から控除された会計からの繰入れは除く）
③	「補助対象となる総事業費」及び「事業規模指數」	「補助対象となる総事業費」については、様式2及び様式2-2の補助対象経費と一致します。「事業規模指數」は自動計算されます。
④	財産状況	協議会等が財産を所有している場合には記載すること。（ない場合は記載不要です。）

※ 様式2-4 支出内訳明細の記載と一致
させてください。

→ 見積番号③-2
○年○月○日

→ 見積番号③-1
○年○月○日

見 積 書

日本遺産〇〇保存活用協議会 殿

〇〇展示映像作成のための撮影業務一式について、下記のとおりお見積もりします。

(株)〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

金 1,045,000 円

事項	単価	数量	金額	備考
照明・音響技術者	9,400	20	188,000	@9,400×10人×2回
機材借料	760,000	一式	760,000	機材一覧別紙のとおり
機材運搬料	50,000	一式	50,000	
値引き			▲ 48,000	
小計			950,000	
消費税(10%)			95,000	

- ※ 人件費については、内訳が記載されている必要があります。
- ※ 単価等は「各費目における単価上限、補助対象外経費等」の基準を適用してください。
- ※ 使用料・借料、再委託費、消耗品費等について、一式記載のものは、内訳明細を添付する必要があります。
- ※ 発注予定金額が10万円(税込み)以上の場合、見積書を添付する必要があります。
- ※ 発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合、複数者からの見積書を添付する必要があります。
- ※ 複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書(任意様式)を添付してください。
- ※ 実際に発注するに当たっては、所在の地方公共団体の契約規則に規定する手續が必要です。

確認用シート（観光拠点整備計画策定地方公共団体用）

	都・道・府・県
	市・区・町・村

チェック欄

- 1. 令和4年度事業用の様式を使用していますか？
- 2. 各様式について、未記入欄はありませんか？
- 3. 以下の提出書類は、全てそろっていますか？（下記の順番のとおり一括PDFデータとなっていますか？）

※は全団体共通。それ以外は該当がある場合に必ず提出。

観光拠点整備計画策定地方公共団体提出書類

- (1) 観光拠点整備計画書 [様式1] ※

補助事業者（協議会等）提出書類

- (1) 交付要望書 [様式2] ※
- (2) 令和4年度事業計画書 [様式2-1] ※
- (3) 収支予算書 [様式2-2] ※
- (4) 支出内訳明細 [様式2-3] ※
- (5) 補助事業者の概要 [様式2-4] ※
- (6) 補助事業者が協議会等の場合、その定款又はそれらに類する規約及び構成名簿
- (7) 財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類 [様式3] ※
- (8) 見積書（写） …複数枚ある場合は、必ず番号を付番すること（例：見積番号①、②、③など）
 - ①使用料及び借料や役務費、委託費、需要費等において発注見込額が10万円（税込み）以上の場合
 - ②発注見込額が100万円（税込み）以上の場合は、複数者から徴取した見積書

- (9) 仕様書（様式任意）
 - …100万円（税込み）以上の役務費、委託費、請負費等の場合に添付

- (10) 設計図、位置図（様式任意）
- (11) その他内容を補足するための参考資料（様式任意）
- ※国指定に係る文化財を対象とした整備事業の場合、担当調査官の同意を得ているか